

令和4年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和4年6月13日（月）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	23号	審査請求（自己情報不開示処分取消請求事件）に対する裁決について	承認
2	24号	東京都北区子ども・子育て会議への諮問について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	21号	訴訟について	了承
4	22号	史跡中里貝塚保存整備委員会の設置について	了承
5	23号	（仮称）北区子ども条例について	了承
6	24号	保育所待機児童数について	了承

令和4年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和4年6月13日（月） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和4年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第23号議案「審査請求（自己情報不開示処分取消請求事件）に対する裁決について」を議題に供します。

ここでお諮りします。本件は個人の情報に深く関わる案件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に「人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とあります。

そこで本件につきましては、この規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

清正教育長

それでは、ただいまより会議を非公開といたします。なお、本件に係る会議録は東京都北区教育委員会会議規則第27条第3項及び第4項の規定に基づき、別に作成し、非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

（非公開）

清正教育長

ただいまより、会議を公開とします。

傍聴の方は入場を許可します。

次に、日程第2、第24号議案「東京都北区子ども・子育て会議への諮問について」を議題に供します。子ども未来課長から説明をお願いします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

では、私から第24号議案「東京都北区子ども・子育て会議への諮問について」、ご説明させていただきます。

用紙を1枚おめくりいただきまして、説明欄を読み上げさせていただきます。

（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、東京都北区子ども・子育て会議の意見を聴く必要があるため、本案を提出するものでございます。

補足しますと、5月11日開催の第4回北区教育委員会定例会でご報告を申し上げます。

した(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の策定について、法及び条例の規則に沿って、今回改めて教育委員会として、その策定を子ども・子育て会議へ諮問することをお諮りするものでございます。

なお、これまで子ども家庭支援センターや、子ども未来部が教育委員会に移管としてから、平成30年に一度その審議を諮問したことがありますが、教育委員会の場でお諮りしておりませんでした。今回、法及び条例の趣旨を鑑みまして、今回ご決定いただいたのちには諮問文をもって、諮問を行ってまいります。

1枚、おめくりいただけますでしょうか。

今回申し上げます諮問の根拠というのを参考のところに記載してございます。また、項目2番につきましてはその子ども・子育て会議の名簿を添付してございます。

また、項目3の今後の予定につきましては、前回の教育委員会の定例会で報告済みの内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第24議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に報告事項に移ります。

日程第3、報告第21号「訴訟について」です。

ここでお諮りします。本件につきましても個人の情報に深く関わる案件のため、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

それではただいまより、会議を非公開とさせていただきます。

なお、本件に係る会議録は公開の会議録とは別に作成し、非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

ただいまより会議を公開します。

傍聴の方の入場を許可します。

次に日程第4、報告第22号「史跡中里貝塚保存整備委員会の設置について」、飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長です。

それでは、私から報告第22号の「史跡中里貝塚保存整備委員会の設置について」、ご報告申し上げます。

表紙をおめくりいただき、資料をご覧ください。

はじめに、2の現況をご覧ください。

国の史跡であります中里貝塚を地域の重要な財産として、また教育・観光等の資源として、次世代に伝えていくためには適正な保存管理を行うとともに、整備活用についても計画的に進めていかなければなりません。

これまで、令和元年度に「史跡中里貝塚保存活用計画」を策定し、貝塚の保存管理や整備活用の基本方針を定め、その基本方針に基づき令和2年度に整備の基本理念や整備内容を検討し、「史跡中里貝塚整備基本計画」を策定したところでございます。

今年度は基本設計を、来年度は実施設計を作成いたしますが、文化庁の指導及び他の自治体の例にも習い、1の要旨にお示しのとおり保存整備委員会を設置して、審議いたします。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。

保存整備委員会委員構成でございます。

学識経験者の方につきましては、これまでの経緯をご存じで、前回の整備基本計画に携わっていただいた先生にお願いしたいと考えています。また、区側の関係理事者にも専門の見地から引き続き出席していただきます。

その下のイメージ図が整備基本計画で示した史跡広場のイメージであり、今回基本設計を作成する際の整備の考え方を参考として示したものとなります。

恐れ入ります、表面にお戻りください。

3の今後の予定です。

令和4年7月に第1回保存整備委員会を開催し、その後3回の委員会を経て、来年2月に教育委員会と議会に報告後、3月に基本設計作成の予定となります。そして令和5年度は実施設計作成のため、お示しのスケジュールを予定しております。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に日程第5、報告第23号「(仮称)北区子ども条例について」について、子ども未来課長から説明をお願いいたします。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>では、北区子ども条例の制定についての説明をさせていただきます。</p> <p>1の要旨になります。</p> <p>北区では3つの優先課題の1つに「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記してございます。こうした中、貧困やいじめ、虐待など子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、全ての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するため、(仮称)北区子ども条例を制定することとしたものでございます。</p> <p>2の経過でございます。</p> <p>子どもの人権擁護などの取組理念につきましては、平成元年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約が基本となってございまして、日本では平成6年に批准してございます。その後、子どもの人権などに関する法律及び区の条例、計画の制定の経緯をこちらには示させていただいております。</p> <p>直近では令和3年8月に北区子ども・子育て会議に条例制定の意義等についての意見交換を行いまして、そこでの意見を踏まえた上、今年度から条例制定の具体的な検討に着手することとし、今年5月には庁内検討委員会を設置したところでございます。</p> <p>3の今後のスケジュールでございます。</p> <p>子ども・子育て会議につきましては、直近では6月に開催の予定となっておりますがその後も継続して報告、意見聴取を行ってまいります。また、7月からは小学生との区政を話し合う会・中学生モニター・高校生モニターなどの場で、子どもの権利などといった視点から子どもたちの意見聴取を行いまして、条例に反映させていきたいと考えてございます。</p> <p>また、これ以外にも子どもたちから意見聴取を行うことを積極的に行っていくよう検討してまいります。</p> <p>令和5年2月には条例の考え方を取りまとめまして、GIGAスクール端末を利用したアンケート等を実施したいと考えてございます。</p> <p>また、次年度に入りまして、11月に案を取りまとめ、パブリックコメントの後、令和6年3月のこの条例(案)上程を目指していきたいと考えてございます。</p> <p>裏面に移りまして、4のその他でございます。</p>

他区の「子どもの条例」の制定状況でございます。23区中、制定済みの区が5区となっております。

(2)として、国、東京都の動向を記載してございます。

以上、ご報告を申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 丁寧な報告、ありがとうございました。

教えていただきたいのですけれども、この具体的な条例の中身につきましては、東京都でも子ども基本条例17条のようなイメージを描いているのですが、今お話しいただいたような中で、私ども教育委員にもある程度文面がまとまったところで、お知らせいただき、意見をお伝えできるような場面というのは予定されていますでしょうか。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 子ども・子育て会議の前に教育委員の皆さまにも情報提供を行いまして、いろいろご意見等を伺いながら策定を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

清正教育長 よろしいでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 もう一点。令和5年の4月にGIGAスクール端末によるアンケート実施とございますけれども、これは小中学生にということですのでよろしいでしょうか。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長	できるだけ多くのお子様から意見がとれるように、お声を集めて聴取することができるように、いろいろ現場とも工夫して取り組んでまいりたいと思います。
清正教育長	よろしいですか。ほかにかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。それでは本件に関する報告は終了させていただきます。次に日程第6、報告第24号「保育所待機児童数について」、子ども未来課長から説明をお願いします。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	では、報告の第24号になります。保育所待機児童数について、報告させていただきます。 資料1枚、おめくりください。 教育委員の皆様には既に速報値ということで、メールでお知らせしているところですが、前年より2名減少し、16名となりました。 北区の待機児童は例年同様1歳児に待機児童が多く集中する傾向にありますが、今年度は1歳児のみで、他の歳児では待機児童が発生せず、地域別に見ますと3地区で発生してございます。 裏面に若干詳しい資料を添付してございます。 まず、中段の項目2の表をご覧くださいませでしょうか。 令和3年度と4年度の比較でございますが、昨年度も待機児童が発生しました赤羽東地区、滝野川西地区で引き続き待機児童が発生する事態となりました。 次に、上段の保育所の認可定員数の推移でございますが、滝野川西地区に三つの施設、一つは分園という形での施設整備になりましたが、三つの園をオープンするなど定員ベースでは197名の受入数増を行いました。しかしながら、若干の待機児童数が発生したということでございます。 その一方で今回、資料には示してございませんが、現状を申し上げますと待機児童が発生したということも、これは課題ではあるのですが、別の視点から今年度、施設の空きが生じておまして、特に私立園につきましては、各施設の経営が圧迫されるといった意見が寄せられるような状況が生じてございます。 区立園で低年齢児の受入れに特化した「つぼみ保育園」ですとか、赤羽西地区にある定員の大きな大規模な園、また幾つかの小規模保育事業所については大幅な空きが目立っていることから、今後どのような調整を行っていくかといったようなことについても、検討が必要な状況にあると認識してございます。

最後に3の今後の予定を申し上げさせていただきます。

待機児童がおおむね解消された状況を踏まえまして、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行いませんが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析しまして、必要に応じた対応を検討することといたします。

以上、ご説明申し上げます。

清正教育長

ほか、何か補足はありますか。特にないですか。

それでは、本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。